

平成20年4月からの 後期高齢者医療制度について！

問い合わせ先 保険年金課 高齢者医療・年金グループ ☎40-5558

シリーズ

後期高齢者医療制度の医療機関での窓口負担について

後期高齢者医療制度とは

75歳以上のすべての方が加入することになる医療制度です（65歳以上で、一定の障害のある方も含みます）。

医療機関での窓口負担の割合は、今までの老人保健制度と変わりません。

これまで老人保健制度においては、原則として、かかった医療費の1割を負担していました。（現役並み所得のある方は3割負担）

平成20年4月からは「後期高齢者医療制度」の対象者となりますが、窓口負担の割合は、これまでと変わりません。

1割だった方は1割負担、3割だった方は3割負担となります。ただし、年間所得の増減により負担割合の変わる方もいます。この制度の対象者、一人ひとりが保険料を納めることとなります。

保険料は、原則として年金から天引きされます。

この制度の運営は、都道府県ごとに設立された「後期高齢者医療広域連合」が行います。また、保険料の納付、各種申請の受付については、お住まいの市・町が行います。

窓口負担は
変わらないのね



ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を支援します！

【安否確認及び緊急通報システム貸与事業】

高齢者福祉ガイド
【第6回】

ひとり暮らしの高齢者及び身体的弱者の方の日常生活上の緊急事態に備え、安否確認機能の付いた緊急通報システム装置を貸与して、不安の解消を図ります。

- | | |
|----------------|--|
| 対象者 | ・概ね65歳以上の一人暮らし高齢者の方で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方
・ひとり暮らしで、身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 |
| 事業内容 | 利用者の一部負担により、専門の事業者が装置を設置し、事業所の管理センターがセンサーにより安否を確認するとともに、緊急の通報に対処します。
異常を確認したときは、あらかじめ登録をいただいた協力者の方に連絡をします。 |
| 利用者負担額 | 300円/月
年度当初（3月請求）に年間分を一括してお支払いいただきます。
なお、設置初年度分は、翌月分から年度末分までを設置時に一括してお支払いいただきます。 |
| 申請場所
問い合わせ先 | 高齢福祉課（保健福祉センターきらら館内） 市民課窓口（石橋、国分寺、南河内庁舎）
高齢福祉課 ☎52-1115
包括支援センターいしばし ☎51-0633（石橋地区）
包括支援センターこくぶんじ ☎43-1229（国分寺地区）
包括支援センターみなみかわち ☎47-2771（南河内地区） |

次回は、【ねたきり老人等介護手当支給事業】をお知らせします。

問い合わせ先 高齢福祉課 高齢福祉グループ ☎52-1115